ジュリスト連載・広報と法務（2025年1月号〔No.1605〕～）

鈴木悠介
（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士）

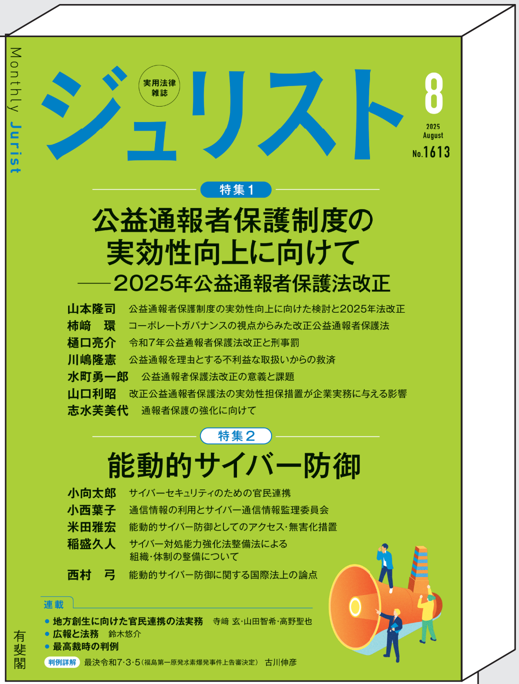

担当編集から

本連載「広報と法務」では，元報道記者である鈴木悠介先生が，実務経験をもとに，広報と法務の多様な課題や両者の協働のあり方を解説しています（詳しくは下記二次元コードから第1回記事をご覧ください）。

実務家向けの内容であるものの，題材は日ごろニュース報道等で目にする場面だったりしますので，マスコミや企業は裏側でこういうことを考えているのかなど，読み物としてもお楽しみいただけます。ひょっとするとニュース報道や企業 PR の見方が変わるかもしれません。

試験対策に直結するものではありませんが，学んだ知識が実務の現場でどのように応用され，活用されているかをうかがい知ることができる内容となっています。

法律をただ「知っている」だけでは実務の出発点に立ったにすぎません。その知識を現場でどう活用していくかという法律実務の「面白さ」を，本連載を通じて感じ取っていただければと思います。

＊　最新８月号（No.1613）のテーマは「法務が広報の力を借りる場面(1)——総論／訴訟対応1」。いよいよ今回から広報と法務が連携する具体的な場面について取り上げていきます。（藤原）

詳細を見る

—— 用途 ——　- 対象 -

教養　**実務**　**法務**

毎月25日頃発売／定価1760円（税込）
B5判／並製

Point　**イメージを掴みやすくするため適宜具体的なケースを設定しています。**

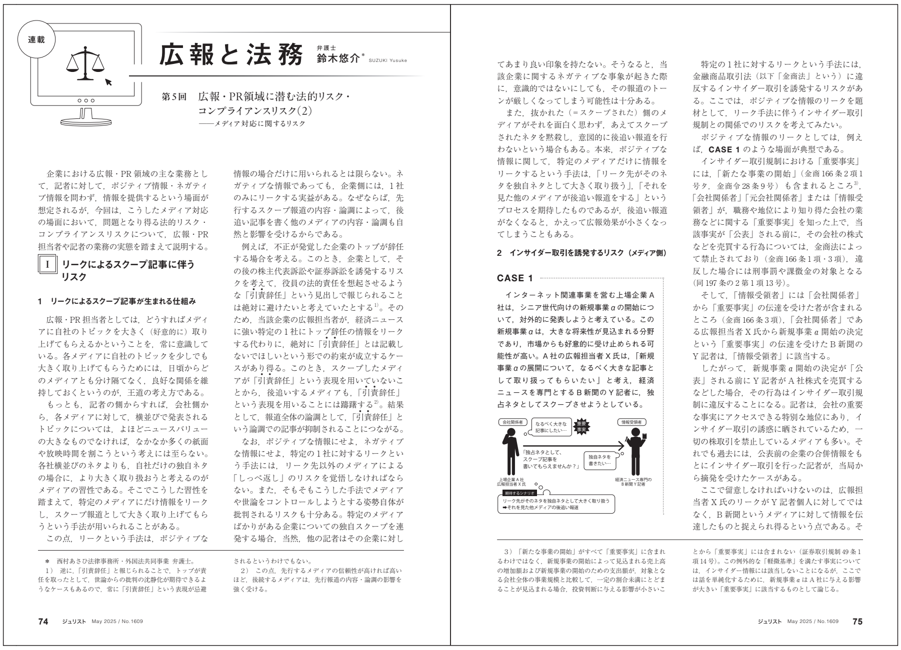

連載

広報と法務

弁護士 鈴木悠介* SUZUKI Yusuke

第5回　広報・PR領域に潜む法的リスク・コンプライアンスリスク(2)
——メディア対応に関するリスク

企業における広報・PR 領域の主な業務として，記者に対して，ポジティブ情報・ネガティブ情報を問わず，情報を提供するという場面が想定されるが，今回は，こうしたメディア対応の場面において，問題となり得る法的リスク・コンプライアンスリスクについて，広報・PR 担当者や記者の業務の実態を踏まえて説明する。

I　リークによるスクープ記事に伴うリスク

1　リークによるスクープ記事が生まれる仕組み

広報・PR 担当者としては，どうすればメディアに自社のトピックを大きく（好意的に）取り上げてもらえるかということを，常に意識している。各メディアに自社のトピックを少しでも大きく取り上げてもらうためには，日頃からどのメディアとも分け隔てなく，良好な関係を維持しておくというのが，王道の考え方である。

もっとも，記者の側からすれば，会社側から，各メディアに対して，横並びで発表されるトピックについては，よほどニュースバリューの大きなものでなければ，なかなか多くの紙面や放映時間を割こうという考えには至らない。各社横並びのネタよりも，自社だけの独自ネタの場合に，より大きく取り扱おうと考えるのがメディアの習性である。そこでこうした習性を踏まえて，特定のメディアにだけ情報をリークし，スクープ報道として大きく取り上げてもらうという手法が用いられることがある。

この点，リークという手法は，ポジティブな情報の場合だけに用いられるとは限らない。ネガティブな情報であっても，企業側には，1社のみにリークする実益がある。なぜならば，先行するスクープ報道の内容・論調によって，後追い記事を書く他のメディアの内容・論調も自然と影響を受けるからである。

例えば，不正が発覚した企業のトップが辞任する場合を考える。このとき，企業として，その後の株主代表訴訟や証券訴訟を誘発するリスクを考えて，役員の法的責任を想起させるような「引責辞任」という見出しで報じられることは絶対に避けたいと考えていたとする[1)]。そのため，当該企業の広報担当者が，経済ニュースに強い特定の1社にトップ辞任の情報をリークする代わりに，絶対に「引責辞任」とは記載しないでほしいという形での約束が成立するケースがあり得る。このとき，スクープしたメディアが「引責辞任」という表現を用いていないことから，後追いするメディアも，「引責辞任」という表現を用いることには躊躇する[2)]。結果として，報道全体の論調として，「引責辞任」という論調での記事が抑制されることにつながる。

なお，ポジティブな情報にせよ，ネガティブな情報にせよ，特定の1社に対するリークという手法には，リーク先以外のメディアによる「しっぺ返し」のリスクを覚悟しなければならない。また，そもそもこうした手法でメディアや世論をコントロールしようとする姿勢自体が批判されるリスクも十分ある。特定のメディアばかりがある企業についての独自スクープを連発する場合，当然，他の記者はその企業に対してあまり良い印象を持たない。そうなると，当該企業に関するネガティブな事象が起きた際に，意識的ではないにしても，その報道のトーンが厳しくなってしまう可能性は十分ある。

また，抜かれた（＝スクープされた）側のメディアがそれを面白く思わず，あえてスクープされたネタを黙殺し，意図的に後追い報道を行わないという場合もある。本来，ポジティブな情報に関して，特定のメディアだけに情報をリークするという手法は，「リーク先がそのネタを独自ネタとして大きく取り扱う」，「それを見た他のメディアが後追い報道をする」というプロセスを期待したものであるが，後追い報道がなくなると，かえって広報効果が小さくなってしまうこともある。

2　インサイダー取引を誘発するリスク（メディア側）

CASE 1

インターネット関連事業を営む上場企業A社は，シニア世代向けの新規事業 α の開始について，対外的に発表しようと考えている。この新規事業 α は，大きな将来性が見込まれる分野であり，市場からも好意的に受け止められる可能性が高い。A社の広報担当者X氏は，「新規事業 α の展開について，なるべく大きな記事として取り扱ってもらいたい」と考え，経済ニュースを専門とするB新聞のY記者に，独占ネタとしてスクープさせようとしている。

会社関係者
なるべく大きな記事にしたい…
重要事実
情報受領者
「独占ネタとして，スクープ記事を書いてもらえませんか？」
独自ネタを書きたい…
上場企業A社 広報担当者X氏
経済ニュース専門の B新聞Y記者
期待するシナリオ
リーク先がそのネタを独自ネタとして大きく取り扱う
➡それを見た他メディアの後追い報道

特定の1社に対するリークという手法には，金融商品取引法（以下「金商法」という）に違反するインサイダー取引を誘発するリスクがある。ここでは，ポジティブな情報のリークを題材として，リーク手法に伴うインサイダー取引規制との関係でのリスクを考えてみたい。

ポジティブな情報のリークとしては，例えば，**CASE 1** のような場面が典型である。

インサイダー取引規制における「重要事実」には，「新たな事業の開始」（金商166条2項1号タ，金商令28条9号）も含まれるところ[3)]，「会社関係者」「元会社関係者」または「情報受領者」が，職務や地位により知り得た会社の業務などに関する「重要事実」を知った上で，当該事実が「公表」される前に，その会社の株式などを売買する行為については，金商法によって禁止されており（金商166条1項・3項），違反した場合には刑事罰や課徴金の対象となる（同197条の2第1項13号）。

そして，「情報受領者」には「会社関係者」から「重要事実」の伝達を受けた者が含まれるところ（金商166条3項），「会社関係者」である広報担当者X氏から新規事業 α 開始の決定という「重要事実」の伝達を受けたB新聞のY記者は，「情報受領者」に該当する。

したがって，新規事業 α 開始の決定が「公表」される前にY記者がA社株式を売買するなどした場合，その行為はインサイダー取引規制に違反することになる。記者は，会社の重要な事実にアクセスできる特別な地位にあり，インサイダー取引の誘惑に晒されているため，一切の株取引を禁止しているメディアも多い。それでも過去には，公表前の企業の合併情報をもとにインサイダー取引を行った記者が，当局から摘発を受けたケースがある。

ここで留意しなければいけないのは，広報担当者X氏のリークがY記者個人に対してではなく，B新聞というメディアに対して情報を伝達したものと捉えられ得るという点である。そ

＊　西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士。
1）逆に，「引責辞任」と報じられることで，トップが責任を取ったとして，世論からの批判の沈静化が期待できるようなケースもあるので，常に「引責辞任」という表現が忌避されるというわけでもない。
2）この点，先行するメディアの信頼性が高ければ高いほど，後続するメディアは，先行報道の内容・論調の影響を強く受ける。
3）「新たな事業の開始」がすべて「重要事実」に含まれるわけではなく，新規事業の開始によって見込まれる売上高の増加額および新規事業の開始のための支出額が，対象となる会社全体の事業規模と比較して，一定の割合未満にとどまることが見込まれる場合，投資判断に与える影響が小さいことから「重要事実」には含まれない（証券取引規制49条1項14号）。この例外的な「軽微基準」を満たす事実については，インサイダー情報には該当しないことになるが，ここでは話を単純化するために，新規事業 α はA社に与える影響が大きい「重要事実」に該当するものとして論じる。

74　ジュリスト　May 2025 / No.1609
ジュリスト　May 2025 / No.1609　75

本連載第1回を有斐閣Onlineで無料公開しています。この機会にぜひご一読ください。